

令和3年度 建築確認実践研修（意匠設備コース）ご質問および回答

No.	講義	該当箇所	質問要旨	回答
1	建築確認審査の流れとポイント	PDF P18	3 確認審査の要点→「お知らせ」の頁について左の文章の内容が正しいと理解してよろしいでしょうか？（■防火、準防火地域関係 および ■防火区画 どちらの項目も左の文章と質疑応答集の回答が相反する内容と思われま	<p>左の文章（【準防火】3階建て500㎡以下の開口率制限の建築物～層間変形角1/150及び縦穴区画が求められる）は、法令上適用されることを意味しております。</p> <p>右側の表No.10では、改正前は層間変形角や縦穴区画が求められていなかったところ、今回の改正で適用されることとなるため、規制強化となったかどうかを聞いております。国交省の回答は、規制を受ける建築物の対象と想定していないため、従前のおり層間変形角や縦穴区画の適用は受けないものとしてよい、とのことです。</p> <p>また、防火区画は法令では適用されないように読めますが、適用されるとの回答となっております（この件は平成26年改正前後の法令でご確認ください）。つまり法令の読み方と、規制目的としている部分の相違を、国交省はこの質疑応答集でフォローしているため、これらの内容を知って頂くためにお知らせとして紹介したものです。</p>